

平成17年分

所得税確定申告の受付

平成17年中の収入などを税務署に申告してください

税務署での受付

受付会場 青梅税務署

受付期間 2月16日(木)～3月15日(水)

●還付申告は1月4日(水)から受け付けています。

●税務署では2月19日(日)、26日(日)も受付を行っています。当日は、混雑が予想されますので、お早めにお越しください。

●なお、2月19日(日)は「青梅マラソン」が開催されるため、当日税務署周辺では、交通規制・道路の混雑などが予想されます。お車での来署はご遠慮ください。

※右記以外の土・日曜日、祝日は受付を行っていません。

受付時間 午前9時～正午、午後1時～5時

市役所での受付

受付会場 市役所4階大会議室A

受付期間 2月16日(木)～3月15日(水)

●還付申告は2月1日(水)から受け付けています。

※市役所では土・日曜日、祝日の確定申告は受け付けできません。

受付時間 午前9時～11時30分、午後1時～4時

受付できないもの

土地・家屋・株式などの譲渡所得、青色申告、農業・営業などの所得、消費税、相続税、贈与税の確定申告、住宅借入金など特別控除を初めて申告する場合。
※これらの確定申告は青梅税務署に直接申告してください。

青梅税務署による出張申告相談

受付会場 市役所4階大会議室A

受付期日 2月3日(金)・8日(水)・9日(木)

相談受付時間 午前9時30分～11時30分、午後1時～3時

受付内容 給与所得者、年金所得者、農業所得者および小規模納税者の確定申告書の作成アドバイス、相談および収受（譲渡所得・贈与税の相談はご遠慮ください。）

申告の際に持参するもの

右ページの住民税申告の際に持参するものと同様です。

郵送による受付

申告書に源泉徴収票、事業主の支払証明書または収支明細書などの必要書類を添付し、該当する事項を記入の上、直接青梅税務署へ郵送してください。

なお、申告書の控えに受付印が必要な方は返信用封筒を同封の上、送付し

てください。

郵送先 〒198-8530 青梅市東青梅4-13-4 青梅税務署

税理士の二者者にご用心

税理士の資格のない人が税金の相談、申告書の作成などをする場合は法律により禁止されています。ご注意ください。

確定申告はお早めに！

所得税の申告と納税は3月15日(水)までです。

期限が近くなると税務署の窓口は大変混雑しますので、早めに申告を済ませてください。なお、期限に遅れると、延滞税などがかります。ご注意ください。

問合せ 青梅税務署 ☎0428-22-3185

介護保険のサービス利用料は

確定申告で医療費控除の対象

となる場合があります

介護保険サービスで医療費控除の対象となるものは、次の場合です

在宅の方

次の条件を満たしている場合、介護保険のサービス利用料（介護サービスに対する1割の利用者負担部分）が、医療費控除の対象になります。

① 居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画に基づき在宅介護サービスを利用している。

② 居宅サービス計画に、次の医療系サービスのいずれかが含まれている。

訪問看護／訪問リハビリテーション／居宅療養管理指導／通所リハビリテーション／短期入所療養介護

※訪問介護の生活援助中心型や、福祉用具の貸与・購入、住宅改修、支給限度額を超えたサービス提供分、特別な費用などは対象外となります。

介護保険施設に入所されている方

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）施設介護サービスに対する自己負担額（1割）と食事の標準負担額の合計

額の2分の1が医療費控除の対象になります。

② 介護老人保健施設・介護療養型医療施設施設介護サービスのうち、食事以外のサービスに対する自己負担額と、食事の標準負担額が医療費控除の対象になります。

※介護保険サービス事業者は、利用者に対して医療費控除対象額を記載した領収証を交付することになっております。上記条件に該当しても医療費控除額が記載していない領収書については、対象なりません。

介護保険料は社会保険料控除の対象になります

介護保険料を納めている方は確定申告の際に、健康保険や年金の掛金と同様、社会保険料控除欄に記入してください。

問合せ

申告の方法や手続きについて
↓青梅税務署 ☎0428-22-13185
／控除対象について↓高齢福祉介護課介護保険係

認知症および要介護4・5の高齢者を介護している方へ

確定申告手続きに係る認定書を発行します

市では、要介護認定結果が要介護4・5に認定された方などに、障害者控除対象者認定書を発行します。

所得税や市・都民税の申告をするときに、この認定書を添付すると、本人またはその扶養者が、障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。

■申請できる方 本人とその家族の方（扶養している方）

※介護度、日常生活自立度などの個人情報報についての電話での問い合わせはお受けできません。

■控除の対象となる方

控除区分	要介護認定の結果による区分
障害者控除	認知状態にあり、日常生活自立度がⅡ以上
特別障害者控除	要介護4または5 認知状態にあり、日常生活自立度がⅣ以上

日常生活自立度Ⅱ…日常生活に必要な意思疎通の困難さが多少見られる。
日常生活自立度Ⅳ…日常生活に必要な意思疎通の困難さが頻繁に見られる。

■認定書の発行

書は、高齢福祉介護課窓口で発行しています。直接窓口へお越しください。

■問合せ

高齢福祉介護課高齢福祉係

おむつ代に係る医療費控除の申請に、要介護認定資料の「主治医意見書」が利用できます

寝たきり状態や治療上おむつの使用が必要な方の、おむつ代が医療費控除の対象として認められるためには、確定申告の際に、「おむつ代の領収書」と医師が発行した「おむつ使用証明書」の添付が必要です。

要介護（支援）の状態にあり、医療費控除を受けるのが2年目以降である方については、「おむつ使用証明書」の代わりに、要介護認定の際に主治医が作成し、羽村市に提出されている「主治医意見書」（おむつの使用が必要であることの記載があり、おむつを使用した年に作成されたもの）の写し、または「市町村が主治医意見書の内容を確認した書類」でも、医療費控除の申請ができます。

この「主治医意見書」の写しなどは、高齢福祉介護課介護認定係で発行します。

第 21 回女と男、ともに織りなすフォーラム in はむら

ハッピーコミュニケーション宣言 ～互いに認めて素敵な関係～

今年度のフォーラムは、「ハッピーコミュニケーション宣言」。講師に樋口恵子さんをお迎えして、基調講演とパネルディスカッションを行います。

お互いを認めて、素敵な関係を築いていくときに欠かすことのできない「コミュニケーション」。相手の‘自分らしく’を受け止めて、自分の‘自分らしく’を実現し、男女の素敵な関係を形成できるよう、一緒に考えてみませんか？

日 時 1月28日(土)午後1時～4時(午後0時30分開場)

会 場 コミュニティセンター3階ホール



フォーラム実行委員会では、「あなたのハッピーコミュニケーション」をテーマに、写真や絵などの作品展示会を行います

市役所1階ロビー…1月23日(月)～31日(火)

図書館1階…1月17日(火)～2月5日(日)

図書館では、樋口恵子さんの著作本や男女共同参画に関する本の紹介も行います。ぜひご覧ください。

※フォーラムについて、詳しくは市ホームページでもご覧いただけます。

問合せ 広域・協働推進課男女共同参画担当

指名競争入札参加資格申請の受付を行います

平成18年度以降に、羽村市が行う物品買い入れおよび業務委託契約などの競争入札に参加を希望する市内業者の方で、インターネットを利用した電子調達サービスでの申請手続きの環境が整っていない方を対象に、申請書(紙)の受付を行います。

物品等指名競争入札参加資格審査申請書を提出してください。

受付期間 2月1日(水)～8日(水)(土・日曜日は除く)

受付時間 午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く)

受付場所 市役所2階契約管財課契約係

基準日 平成18年1月1日

提出書類 申請書などの様式は市指定様式です。

申請書などの配布

1月23日(月)から市役所2階契約管財課契約係窓口で配布します。

入札参加資格の有効期限

この申請に基づく物品等の入札参加資格は、平成18年4月1日から適用を開始し、平成20年3月31日まで(2年間)有効です。ただし、この申込みによる入札資格では、電子入札案件などに参加することはできません。

※この入札参加資格申請は臨時措置ですので、これ以降は電子調達サービスを利用した申請への移行をお願いします。

問合せ 契約管財課契約係

お知らせ

CONTENTS

- 2月の消費生活講座
- 平成17年度東京都・西多摩地域消費者行政事務連絡会共催講座
- 第24回羽村市駅伝大会
- 郷土博物館企画展「ひな人形展」
- 第18回多摩郷土誌フェア開催
- 平成17年度消防総監表彰
- 高齢者在宅介護支援センター運営協議会の傍聴
- ダイレクトメールなどの商業目的による住民基本台帳の閲覧を制限しています
- 横田基地の演習
- 文化財消防演習
- 東京都三弁護士会多摩支部主催
まちなか無料法律相談会
- 市長とトーク
- 漏水調査にご協力をお願いします
- 指定給水装置工事事業者を指定しました
- 羽村市行財政改革推進プランを策定しました
- 第8回地域教育シンポジウム
- 市立保育園囑託員（看護師）募集
- 羽村市個人情報保護審議会委員募集
- パソコンなかま「エクセル中級講座」
- 図書館小学生向けおはなし会
- 入学期日および学校指定通知書を
送付します
- 教育委員会定例会結果報告
- 教育委員会表彰の推薦をお願いします
- 羽村市心身障害学級合同作品展
- 第24回小学生ドッジボール大会結果
- 1月の市内ウォーク
- 社会福祉協議会から
- 官公署から

INFORMATION



シリーズ「あなたもグリーンコンシューマー」Part III お財布と地球にやさしい これからのエネルギーについて

石油など化石燃料の枯渇も時間の問題といわれています。私たちの生活は今後どうなるのでしょうか。子どもたちや孫たちのために、ぜひご参加ください。

日時 2月9日(木)午前10時～

会場 消費生活センター（市役所分庁舎）

講師 由本達雄さん（財建築環境・省エネルギー機構住宅研究部・性能評価部部長）

※保育があります。（2歳以上・保育材料費50円）

申込み・問合せ 消費生活センター ☎5555-1111

私たちの食生活

～牛乳手打ちうどんの実習から食を考える～

身近で手軽な食品を使い、調理から試食、そして塩分の計測を楽しみながら実習できます。何気なく食している「好みの味」にはどの位の塩分があるのでしょうか。今回は、牛乳とうどんのちよつとめずらしい組み合わせです。どんな味かは食べてからのお楽しみ！ぜひ参加してください。

日時 2月16日(木)午後1時30分～4時

会場 羽村市消費生活センター2階調理実験室

定員 25人（先着順）

参加費 100円（会場受付で集めます）

持ち物 エプロン・三角巾・ふきん・筆記用具

講師 福岡ひとみさん（コンシューマー技術教育研究会）

申込み・問合せ 1月23日(月)から電話で日の出町役場経済課商工観光係消費者行政担当 ☎597-0511